# 新潟市市民協働推進本部の設置について

本部の所掌事務	∘ 地域コミュニティとの協働の推進に関する事項	
本部の役割 ○ 職員の協働意識, 庁内の横断的な取組に関する改革 ○ 地域における市民公益活動がさらに活発になるための環境整備		
本部会議の役割	本部会議の役割 ○ 協働に関する庁内横断的な事項の情報共有及び関係施策・取組の検討	
部会の役割		

事務局:市民協働課

連携

## 市民協働推進本部会議

◎本部長:副市長(市民生活部所管) ○副本部長:市民生活部長

• 本部員: 庁議構成員等(部•区長級職員)

本部で取り扱う施策・取組(案)					
庁内	1	職員の意識改革	(1)	職員の意識・実態調査	
	'		(2)	職員研修	
	2	実践しやすくなる環境整備	(3)	公益活動を促進するための制度整備	
	3 連	重携のための庁内体制の構築	(4)	各課に対する協働事業調査	
	3		(5)	相談(窓口)体制の構築	
	4	庁内外の連携における情報	(6)	庁内外との協働推進体制の構築	
地域市民		共有及び協力体制の構築	(0)	カラアCOM動産医体間の持来	
		コミ協活性化のための支援	(7)	支援体制の構築	
		の強化	(8)	活動拠点としての公共施設等の活用	
			(9)	各種補助制度の整理・統合	

◎構成員 :8区長(議長:秋葉区長 副議長:西区長)

区長会議

〇準構成員:市理事,地域・魅力創造部長,市民生活部長

- 区政に関する政策協議及び市長への提言
- 区役所の権限・組織等のあり方
- ・区民との協働のあり方 など
- 区に関する本庁所管案件の事業計画,方針伺い等の事前協議
- 区提案予算の協議・要求 など

事務局:市民協働課

#### 副区長(総務課長)会議

事務局:市民協働課

## 部会(課長級職員)



ワーキングチーム(補佐・係長級職員)

### 課長グループ会議

- ◎ 地域課,区民生活課,健康福祉課,建設課 など
- 定型的な事務事業の連絡調整,協議
- 本庁に対する事務改善提案(軽易なもの) など

